

令和4年 第2回

**上益城広域連合議会**

**定例会会議録**

令和4年8月26日

上益城広域連合

## 令和4年第2回上益城広域連合議会定例会会議録

1. 令和4年8月26日午前10時0分招集
2. 令和4年8月26日午前10時0分開会
3. 令和4年8月26日午前11時1分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 上益城広域連合議場（嘉島町福祉センター）

### 6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 提案理由の説明  
日程第 4 議案第5号 専決処分の報告及び承認について  
日程第 5 議案第6号 上益城広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について  
日程第 6 議案第7号 令和3年度上益城広域連合一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第 7 議員の派遣について

### 7. 出席議員（10名）

- |            |             |
|------------|-------------|
| 1番 池田 浩二 君 | 2番 中城 峯雄 君  |
| 3番 清崎 輝昭 君 | 4番 増岡 司 君   |
| 5番 松本 昭一 君 | 6番 野田 祐士 君  |
| 7番 宮川 安明 君 | 8番 福田 謙二 君  |
| 9番 藤澤 和生 君 | 10番 藤原 秀幸 君 |

### 8. 欠席議員（0名）

### 9. 職務のため出席した書記の職・氏名（1名）

議会書記 米村 桃子

### 10. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名（10名）

広域連合長 荒木 泰臣 君	代表副広域連合長 奥名 克美 君
副広域連合長 西村 博則 君	副広域連合長 藤木 正幸 君
副広域連合長 梅田 穰 君	
代表監査委員 戸塚 誠司 君	会計管理者 富岡 宗徳 君
事務局長 下田 雅文 君	総務係長 西田 法生 君
福祉係長 田中 友樹 君	施設整備係長 田上 和広 君

開会・開議 午前10時0分

○議長（池田 浩二君） 皆さん おはようございます。

只今の出席議員数は、10名です。定足数に達しますので、これより、令和4年第2回上益城広域連合議会定例会を開会します。本日の議事日程は、お手元に配布しております日程表のとおりです。

直ちに、本日の会議を開きます。

### ※日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池田 浩二君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、上益城広域連合議会会議規則第111条の規定により、2番中城議員、9番 藤澤議員を指名します。

### ※日程第2 会期の決定

○議長（池田 浩二君） 日程第2「会期の決定」についてを議題とします。

上益城広域連合議会会議規則第5条の規定により、本定例会の会期を決定したいと思います。お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

○議長（池田 浩二君） 「異議なし」と認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定しました。

### ※日程第3 提案理由の説明

○議長（池田 浩二君） 日程第3「提案理由の説明」となっております。

提案理由の説明を求めます。

○連合長（荒木 泰臣君） 議長

○議長（池田 浩二君） 荒木連合長

○連合長（荒木 泰臣君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年第2回上益城広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中にご参集をいただき誠にありがとうございます。

また、日頃より当広域連合の運営に対しまして、深いご理解とご協力を賜わり、厚く御礼を申し上げます。

さて、皆様もご承知のとおり、ロシアによるウクライナ侵攻が起これ、多くの無辜の民に犠牲者が出ております。長引く戦況により、全世界において資源高及び物価高を誘発し、日本への影響も少なくありません。事態の早期終結を願うものであります。

国内においては、去る7月8日に安倍元総理が銃撃される事件が起きております。言論活動

に対し暴力を持ち込まれるという民主主義の根幹を揺るがしかねない問題として憂慮するものであります。元総理の訃報に接し、深く哀悼の意を表します。

また、5月以降、このまま終息に向かうかと思えた新型コロナウイルス感染症ですが、第7波による感染拡大が続いており、基本的な感染防止対策を徹底し、社会経済活動を維持しながら、ひとりひとりが「感染しない」「感染させない」を強く意識し、行動していかなければならないと考えます。

このようなコロナ禍の厳しい状況ではございますが、広域連合としても、上益城の発展のため、堅実な広域行政の発展に努めて参る所存でありますので、今後とも、ご支援よろしくお願い申し上げます。

それでは、前回2月定例会からの広域連合の主な事業についてご報告を申し上げます。

介護保険認定審査事業に関しましては、保健、医療、福祉の関係者の方々のご協力により、認定業務もスムーズに進捗しているところでございます。介護認定審査会は、2から7月までの半年間で、53回開催をし、2,144件の認定を行っております。また、新型コロナウイルス感染拡大防止を図る観点から、介護認定の有効期間の延長を行っておりますが、こちらについては、801件が対象となっております。

なお、障害者総合支援審査事業に関しましては、ほぼひと月に1回の審査会を実施しております。同じく2月から7月までの半年間で8回開催し、84件の判定を行っております。

情報公開及び個人情報保護審査会並びに上益城行政不服審査会につきましては、情報公開及び個人情報保護審査会へ山都町より2件の諮問があり、審査会を開催しております。

一般廃棄物処理施設整備事業については、令和2年度から用地の取得を進め、令和4年7月現在、面積ベースで97.8%取得済みで、残り1件という状況でございます。

また、石坂グループと大栄環境株式会社による新たな廃棄物処理施設の整備につきましては、施設整備予定地周辺の御船町の住民を対象にした説明会を施設の立地町となる御船町を中心となり、継続して実施しているところでございます。

そして、本年度からは、今年3月に締結した「環境アセスメント実施等に向けた基本協定」に基づき、民間事業者による環境アセスメントが始まって参ります。

この環境アセスメントにつきましては、引き続き行政や民間事業者による説明会が開催され、施設整備予定地周辺住民の皆様の様々な意見をお聞きする場も持たれたところでございます。

環境アセスメントは概ね4年かかる予定であります。その期間、広域連合としましても、造成工事や土地の貸付等に関する協議を進めながら、上益城5町の一般廃棄物処理委託に関する調整・支援を行って参ります。

今後とも、民間事業者による新たな廃棄物処理施設整備の早期実現に向け、引き続き取り組んで参りますので、議員の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

では、次に本日提出しております議案3件について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第5号「専決処分の報告及び承認について」でございます。こちらは、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分しました事件について、議会にご報告申し上げ、ご承認をお願いするものでございます。本案は、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更に関するものでございまして、5月20日に専決させて頂いております。

次に、議案第6号「上益城広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。本案は、人事院規則の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等の措置を講ずることとしております。

最後に、議案第7号「令和3年度上益城広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」でございます。本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定をお願いするものでございます。

決算の概要につきましては、歳入が195,934,946円、歳出が184,038,975円でございます。歳入歳出差引額は、11,895,971円となっております。

詳細につきましては、議案審議の中で、事務局が説明しますので、ご審議を頂き、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして。提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（池田 浩二君） これで、提案理由の説明を終わります。

#### ※日程第4 議案第5号 専決処分の報告及び承認について

○議長（池田 浩二君） 日程第4、議案第5号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。説明を求めます。

○事務局長（下田 雅文君） 議長

○議長（池田 浩二君君） 下田事務局長

○事務局長（下田 雅文君） それでは、議案第5号「専決処分の報告及び承認について」でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分として、同条第3項の規定により報告し承認を求める必要がある。令和4年8月26日 連合長名でございます。

提案理由といたしまして、熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更について、令和4年5月20日付で専決処分をしたので、地方自治法第179条第3の規定により議会に報告し承認を求める必要がある。

これがこの議案を提出する理由でございます。

専決処分をしました理由につきましては、同文議決の協議期日が令和4年7月13日までとなっておりますので、専決処分をさせて頂いております。

内容は、熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更するものでありまして、別表第1及び別表第2中「小国町外一ヶ町公立病院組合」を「小国郷公立病院組合」に改めるものでございます。以上でございます。

○議長（池田 浩二君） 質疑を行います。質疑はありますか。

〔（質疑なし）との声 〕

○議長（池田 浩二君） 「質疑なし」と認めます。

○議長（池田 浩二君） 討論を行います。討論はありますか。

〔（討論なし）との声 〕

○議長（池田 浩二君） 「討論なし」と認めます。

○議長（池田 浩二君） これから、議案第5号「専決処分の報告及び承認について」を採決します。

○議長（池田 浩二君） お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 浩二君） 起立多数です。したがって本件は、原案のとおり承認されました。

#### ※日程第5 議案第6号 上益城広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（池田 浩二君） 日程第5、議案第6号「上益城広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。説明を求めます。

○事務局長（下田 雅文君） 議長

○議長（池田 浩二君） 下田事務局長

○事務局長（下田 雅文君） それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。

議案第6号「上益城広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 上益城広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。令和4年8月26日提出 連合長名でございます。

提案理由につきましては、人事院規則の一部改正に伴い、条例を制定する必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。この一部改正につきましては、職員の育児休業の取得要件において、取得要件を緩和し、育児休暇を取りやすい勤務環境の整備に関する措置等義務付けるという一部改正でございます。以上でございます。

○議長（池田 浩二君） 質疑を行います。質疑はありますか。

〔（質疑なし）との声〕

○議長（池田 浩二君） 「質疑なし」と認めます。

○議長（池田 浩二君） 討論を行います。討論はありますか。

〔（討論なし）との声〕

○議長（池田 浩二君） 「討論なし」と認めます。

○議長（池田 浩二君） これから、議案第6号「上益城広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（池田 浩二君） 起立多数です。したがって本件は、原案のとおり承認されました。

#### ※日程第6 議案第7号 令和3年度上益城広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（池田 浩二君） 日程第6、議案第7号「令和3年度上益城広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。説明を求めます。

○事務局長（下田 雅文君） 議長

○議長（池田 浩二君） 下田事務局長

○事務局長（下田 雅文君） それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。

議案第7号 「令和3年度 上益城広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度上益城広域連合 一般会計歳入歳出決算を、別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。令和4年8月26日提出 連合長名でございます。

お手元の、別冊令和3年度一般会計歳入歳出決算書をお願いいたします。1ページ目をお願いいたします。令和3年度 上益城広域連合一般会計歳入歳出決算書

まず、歳入でございますが、この表の一番下、歳入合計欄をご覧ください。

予算現額 215,776,098 円に対しまして、調定額・収入済額は、195,934,946 円で不納欠損額・収入未済額は0円でございます。予算現額と収入済額の比較は、19,841,152 円の減でございます。

次に2ページ目をお願いいたします。

歳出でございます。こちらも、この表の一番下、歳出の合計欄をご覧ください。

予算現額が 215,776,098 円に対しまして、支出済額は、184,038,975 円です。不用額が31,737,123 円、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、31,737,123 円でございます。

次に、3ページ目をお願いいたします。

1ページ歳入合計から2ページ歳出合計を引きました、歳入歳出差引残額は11,895,971 円となります。このうち、地方自治法第233条の2及び上益城広域連合財政調整基金条例による、基金繰入額が、9,895,971 円でございます。残りの2,000,000 円につきましては、令和4年度への繰越金となっております。令和4年8月26日提出 連合長名でございます。

詳細につきましては、次ページの事項別明細書で、ご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款・分担金及び負担金。1項・1目・1節 町負担金です。予算現額111,990,000 円、調定額・収入済額は112,044,087 円、不納欠損額、収入未済額は0円です。

各町の負担金の内訳といたしましては、備考欄にお示しをしております。予算現額と収入済額とで比較いたしまして、54,087 円増えております。これにつきましては、当初予算は関係町からの負担金の他に益城町から行政不服審査会への諮問が1件あっております。その審査会にかかります費用につきましては、当該町が負担することになっておりますので、その分が増額となっております。

3款・県支出金 1項・1目・1節の介護保険認定審査会県委託金です。予算現額11,000 円、調定額・収入済額は14,800 円で、不納欠損額・収入未済額は0円です。

生活保護法に基づく要介護認定審査県委託金で、1件につき3,700 円で当初予算は3件分を見込んでおりましたが、実績は4件ございました。

次に4款・財産収入 1項1目・1節 利子及び配当金です。 予算現額1,000 円、調定

額・収入済額は 243 円、不納欠損額・収入未済額 0 円です。 財政調整基金の利子でございます。

5 款・繰入金 1 項 1 目・1 節 財政調整基金繰入金。予算現額 1,101,000 円、調定額・収入済額とも 1,100,000 円、不納欠損額・収入未済額は 0 円です。財政調整基金繰入金でございます。

6 款・繰越金。1 項 1 目・1 節 前年度繰越金。予算現額 49,153,098 円、調定額・収入済額ともに 49,153,098 円、不納欠損額・収入未済額は 0 円でございます。明許繰越を含めました前年度からの繰越金でございます。

次に 5 ページ目をお願いいたします。

7 款・諸収入 1 項 1 目・1 節 預金利子 予算現額 1,000 円、調定額・収入済額は 20,074 円で不納欠損額・収入未済額は 0 円です。普通預金の利子でございます。

2 項・1 目・1 節 雑入 予算現額 19,000 円、調定額・収入済額は 20,644 円、不納欠損額・収入未済額は 0 円です。雇用保険料の払戻金等でございます。

8 款・広域連合債 1 項 1 目・1 節 広域連合債でございます。予算現額 53,500,000 円、調定額・収入済額は 33,600,000 円で、不納欠損額・収入済額は 0 円でございます。明許繰越に對しましての公共用地先行取得等事業債でございます。

歳入合計、予算現額 215,776,098 円、調定額・収入済額は 195,934,946 円で、不納欠損額・収入未済額は 0 円でございます。

次に 6 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款・議会費 1 項 1 目 議会費 予算現額 828,000 円、支出済額 713,115 円で、不用額 114,885 円でございます。不用額の主なものといたしましては、8 節・旅費（費用弁償）が 77,544 円が主なものでございます。

2 款・総務費 1 項 1 目 一般管理費 予算現額 64,873,000 円、支出済額 64,067,050 円で、不用額が 805,920 円でございます。

不用額の主なものといたしましては、4 節 共済費 100,768 円の不用額は、社会保険料の伸びが少なかったことによるものでございます。11 節 役務費 112,630 円は、通信運搬費が低く抑えられたためです。

次に 7 ページをお願いいたします。

18 節負担金 345,393 円は、派遣職員の人件費によるものです。予算編成時に新規派遣職員が未定であるために給与等の確認ができないため、職級の上位給与で予算化しているため不用額でございます。

2 目 調査研究費 予算現額 11,000 円、支出済額は、費用が発生する業務がなかったため 0 円、不用額 11,000 円でございます。

3 目 情報公開等審査会費 予算現額 552,000 円、支出済額 64,153 円で、不用額 487,837 円でございます。1 節 報酬 405,000 円と 8 節 旅費 81,913 円は、新型コロナウイルス感染防止対策に伴う合同会議の中止、又審査会の予定を 6 回の開催を予定しておりましたが、1 回の開催になったことによる不用額となっております。

2 項 1 目 選挙管理委員会費 予算現額 248,000 円、支出済額 196,096 円で、不用額 51,904

円でございます。

次に、3目 監査委員費 予算現額 285,000 円、支出済額 263,985 円で、不用額 21,015 円でございます。

次に、3款民生費 1項1目介護保険費 予算現額 23,510,152 円、支出済額 11,655,636 円でございます。

次に、8ページをお願いいたします。

不用額の主なものは、1節 報酬 3,314,768 円、8節 旅費 1,171,972 円、10節 需用費 310,693 円、11節 役務費 441,475 円の不用額で、これらは、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いによる期間延長により審査件数が減少し、審査会開催数も減となったことや、それに伴います用紙・印刷機器の使用料の減、郵送料の減となったためでございます。

1項・2目・障害者福祉費 予算現額 1,911,000 円、支出済額 1,684,816 円不用額 226,184 円でございます。審査会時の委員欠席により、1節報酬と8節旅費が主なものでございます。新型コロナウイルス感染拡大防止により、委嘱状交付式が中止になったためでございます。

次に、4款衛生費・1項1目・環境衛生費 予算現額 8,204,000 円、支出済額 5,586,652 円で、不用額は 2,617,348 円です。不用額の主なものは、8節 旅費 361,839 円、これは新型コロナウイルス感染症の影響により、先進地視察研修が実施できなかったためと、旅費を活用するような遠方への用地交渉が少なかったためでございます。10節 需用費 484,778 円 こちらも新型コロナウイルス感染症の影響により、協議会を開催できなかったため、資料作成等の消耗品費等の支出が減少したためでございます。

次に9ページをお願いいたします。12節 委託料 1,299,762 円の不用額につきましては、基本計画の修正に係る委託業務が発生しなかったためでございます。13節 使用料及び賃借料 241,052 円は、先進地視察研修の中止によるバス借り上げ料が不用になったためでございます。

次に1項・1目保健衛生費（繰越明許費）でございます。予算現額 89,642,398 円、支出済額 69,637,112 円、不用額は、20,005,286 円でございます。16節 公有財産購入費 7,456,632 円につきましては、登記上の地目と現況地目等が異なっている筆もありましたので、金額の高い方で試算をしておりました。21節 補償、補填及び賠償金 12,548,654 円につきましても、立木の取得と伐採等で、契約時に地権者に判断してもらう項目等も複数ありましたので、これらも金額の高い方で試算したためでございます。また、補償費における「立木、建物移転等補償費」につきましては、ほとんどが立木に対する補償費になりますが、構築物として建物、農業用倉庫や物置等もありましたので、それらにつきましても、撤去や移転という補償を行っております。

5款 公債費・1項1目元金 予算現額 19,630,000 円。支出済額 19,203,639 円で不用額は 426,361 円です。22節 補償費、利子及び割引料、起債償還元金です。当初予算編成時点では、借入先が決定しておらず、償還金額が未定であったためでございます。

1項2目 利子 予算現額 2,341,000 円。支出済額 955,981 円で不用額は 1,385,019 円です。22節 補償金、利子及び割引料起債償還元金利子でございます。当初予算編成時点では、借入先

が決定しておらず、これも償還金額が未確定であったためでございます。

6 款・予備費・1 項 1 目 予備費 予算現額 300,000 円。支出はありませんでしたので、不用額は 300,000 円でございます。

歳出合計が、予算現額 215,776,098 円、支出済額 184,038,975 円、不用額 31,737,123 円でございます。

次に、10 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。1 の歳入総額は、195,934,946 円です。2 の歳出総額は、184,038,975 円です。3 の歳入歳出差引額は、11,895,971 円です。4 の翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5 の実質収支額は 11,895,971 円です。6 の実質収支額のうち地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額は、9,895,971 円でございます。

次に 11 ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。

1、「公有財産」ですが、一般廃棄物施設整備事業用地でございます。前年度末現在高は、48,812.50 m<sup>2</sup>。決算年度中増減高は、25,571.91 m<sup>2</sup>。決算年度末の現在高は、74,384.41 m<sup>2</sup>でございます。建物つきましてはございません。

2、「物品」でございます、軽自動車が 1 台、複写機が 1 台、OCR スキャナが 1 台でございます。決算年度中の増減はございません。

3、基金についてでございますが、次のページ、別添の「令和 3 年度財政調整基金の管理処分状況調書」により、ご説明申し上げます。

調書の左側から、前年度末現在高が 11,924,409 円、決算年度中の増減が、決算処理額 23,486,241 円と基金の利子が 243 円、合わせまして 23,486,484 円です。次に処分としまして、一般会計への繰り入れが 1,100,000 円です。令和 3 年度末の残高が、34,310,893 円となります。管理の状況といたしましては、熊本銀行に 3 口 17,455,851 円、肥後銀行に 3 口 16,855,042 円を一年満期の定期預金としております。

歳入歳出決算につきましては以上でございます。

また、その他資料といたしまして、令和 3 年度の「主要な施策の成果説明書」を添付しておりますが、説明については省略させていただきます。以上でございます。

○議長（池田 浩二君） 説明が終わりました。ここで、戸塚誠司代表監査委員に令和 3 年度の決算審査の報告を求めます。

○代表監査委員（戸塚 誠司君）議長

○議長（宮本 修治君）戸塚誠司代表監査委員

○代表監査委員（戸塚 誠司君）おはようございます。代表監査委員の戸塚でございます。

令和 3 年度の決算審査の結果をご報告申し上げます。令和 4 年 7 月 1 2 日付け上広連第 163 号にて上益城広域連合長から送付されました、令和 3 年度上益城広域連合一般会計歳入歳出の決算及び基金の管理・処分状況の審査につきまして、7 月 2 5 日に、宮川監査委員と、当連合会議室におきまして審査を行いましたので、その結果をご報告申し上げます。

一般会計歳入歳出の決算について、事務局長等に説明を求め、事務局所管の、歳入歳出関係帳簿及び証拠書類を照合しました結果、計数に誤りはなく、財政状況を適正に表示されていると認めました。

また、基金の管理状況につきましても、関係帳簿及び定期預金の証書等について照らし合わせました結果、いずれも符合しましたので、適正であることを確認いたしております。

なお、審査結果の詳細につきましては、書面にて意見書を提出しておりますので、ご高覧頂ければと思います。

以上で決算審査の報告を終わります。

○議長（池田 浩二君） 戸塚誠司代表監査委員の報告が終わりました。これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（中城 峯雄君） 議長

○議長（池田 浩二君） 2番 中城議員

○議員（中城 峯雄君） 11 ページの財産に関する調書ですけれども、一般廃棄物処理施設整備事業用地、これは2月の議会で回答がありましたが、取得済面積が、実測 125,598 m<sup>2</sup> 先程の連合長の話では、97.8%取得済みです。ということですが、合計で 74,884 m<sup>2</sup> というのは、登記済みがこれだけですよという理解でよろしいでしょうか。

○事務局長（下田 雅文君） 議長

○議長（池田 浩二君） 下田事務局長

○事務局長（下田 雅文君） こちらの面積につきましては、登記済の面積となります。実測と公簿の面積が違いますので、両方記載しております。

○議員（中城 峯雄君） 議長

○議長（池田 浩二君） 2番 中城議員

○議員（中城 峯雄君） 決算書8ページの環境衛生費についてですが、11ページの財産に関する調書ですけれども、一般廃棄物処理施設整備事業用地続けていいですか。何度もすみません。決算書8ページの環境衛生費に関連して、ごみ処理施設整備に関して要望がありますので、4点について質問いたします。決算の内容からは、少し外れると思いますけれども、何卒ご了解をお願いしたいと思います。まず、1点目は令和4年6月30日付で御船町議会から、ごみ処理施設に関する事業は、上益城広域連合が主体となり、進めていただくよう要望しておりましたが、これについてどのようにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○連合長（荒木 泰臣君） 議長

○議長（池田 浩二君） 荒木連合長

○連合長（荒木 泰臣君） ごみ処理施設整備における、従来の計画では上益城広域連合が施設整備の主体でありましたが、今回の計画では民間事業者が主体となり施設整備を進めていくこととなります。また、地域住民や議会に対する事業の説明、広報等については、上益城5町それぞれ、対応していくことを5町長間および熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会において確認しているところでございます。そのため、施設の立地町として、御船町長が、まず地元への説明が最優先、と考えられ、率先して住民説明会などを開催してこられました。その住民説明会には、説明者として、熊本県、民間事業者、御船町以外の町長、そして上益城広域連合も同席して頂いており、上益城広域連合として、説明会への支援や情報提供、資料作成等、最大限に対応させて頂きました。今後、環境アセスメントが完了し、民間事業者との立地協定等を締結した後は、上益城広域連合は、事業用地の造成、そして貸付を主体となって進めて

参りますので、引き続き議員のみなさまのご理解ご協力をよろしく申し上げます。

○議員（中城 峯雄君） 議長

○議長（池田 浩二君） 2番 中城議員

○議員（中城 峯雄君） 只今のご答弁では、地域住民や議会に対する事業の説明、広報等についてはですね、上益城5町それぞれで対応していくということですが、御船町にはですね、施設の建設が進められております。3月11日に地元住民への説明会、それから、7月28日には全町民を対象として、御船町カルチャーセンターで住民説明会が開催されたとき、広域連合からも出席頂きましたので、地元住民の不安や懸念も十分ご承知のことと思います。環境アセスメント事業はですね、事業者が主体となって進めていくということはわかりますが、その後の造成工事からは広域連合が主体となって進めていくとのことですが、問題はですね、本事業の入口、スタートラインである環境アセスメントの段階です。町と事業者の説明だけではですね、住民は納得しません。5町で作るんでしょう、という住民の意見があるんです。したがって、環境アセスメントの各段階でですね、進捗状況等の説明会有一些ある時は、是非、広域連合の出席が不可欠、と思いますが如何お考えでしょうか。お尋ねいたします。

○連合長（荒木 泰臣君） 議長

○議長（池田 浩二君） 荒木連合長

○連合長（荒木 泰臣君） 只今の質問についてでございます。環境アセスメント調査につきましては、民間事業者が主体となって取り組んで参ります。そして、まず第一に、基本的に、まず考え、理解をして頂くことは、環境アセスメントは民間事業者が主体的に取り組む。そして、立地町である御船町は、その環境アセスメント調査が出来た時点で、町としての意見書を提出する。ということになります。それと広域連合につきましては、用地の取得、そして造成をしながら、その環境アセスメント調査が終了後に、契約を締結して、貸し付けをするということとなります。まあ基本的な、そういう立場の違いということを踏まえながら、この問題は対応していかなければ、何もかも一緒にしてということでは、まず、理解が得られないと思っておりますので、基本的な立場は、そういう状況である。ということでございまして、広域連合としましては、これまでの経緯等について、上益城5町で建設をするということ、そして、その次には民間事業者に、まあ事業に取り組んで頂く、ということの、そういう色々な流れについて、説明を求められた時には、同席をすると、そして説明をすると、ということになるか、と思っておりますので、基本的な考え方として、質問にお答えさせていただきます。

○議員（中城 峯雄君） 議長

○議長（池田 浩二君） 2番 中城議員

○議員（中城 峯雄君） 連合長の基本的な考えは分かるんですね。ただですね、やっぱり、環境アセスの説明会、当然これはやっていきますので、その場合はやっぱり広域連合から出席をお願いしたい、ということですね。まあ私も、できる限り地域住民との摩擦がですね、少ないように、広域連合の顔が見える形でですね、進めていってもらいたいとの思いで要望しております。もちろん藤木町長は地元の首長としてですね、スタート時から積極的に動いておられますけれども、是非とも、藤木町長が動きやすい環境づくりにですね、広域連合も努めていっていただきたいと思いますが、如何でしょうか。

○連合長（荒木 泰臣君） 議長

○議長（池田 浩二君） 荒木連合長

○連合長（荒木 泰臣君） 先程お答えいたしましたように、それぞれの立場が違うということとございまして、そういう説明会に広域連合が出て、説明をするということについては、広域連合はあくまでも基本的に、用地の取得と造成、貸付のところとございまして、まあ、経緯について説明を求められた時には、出席をして、説明をすると、ということの基本的な考え方を述べさせていただきます。

○議員（中城 峯雄君） 議長

○議長（池田 浩二君） 2番 中城議員

○議員（中城 峯雄君） はい、基本的な考えは分かりますけれどね、是非事業が、できるだけ問題が生じないように、進めていくためには、是非とも広域連合の出席をお願いしたいという風に思います。2点目にですね、これから事業を進めていくために、広域連合において、専担の部署を置くべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。お願いします。

○連合長（荒木 泰臣君） 議長

○議長（池田 浩二君） 荒木連合長

○連合長（荒木 泰臣君） 上益城広域連合には事務局長以下、総務係、福祉係、そしてこういう、ごみ処理関係で施設整備系の職員がおります。民間による施設整備がスムーズに進んでいくよう、上益城広域連合としましても、十分対応できるように、立地町である御船町と連携をしながらですね、対応をしていきたいと思っておりますし、専門の部署につきましては、その時点で検討すべき事項だろうと思っております。

○議員（中城 峯雄君） 議長

○議長（池田 浩二君） 2番 中城議員

○議員（中城 峯雄君） 造成工事以降になりましたら、まあそう言った、現在の今後のこう言うやり取りもですね、施設整備系の係長、まあ私どもは、知っているの分かりますけど、やっぱり、そう言ったことを誰に聞いていかかわからん、ということがありますので、これからだんだんと佳境に入っていきますので、まあそういった時には、やっぱり専門の部署をですね、この時期になったら作っていただきたいというふうに思っております。

次にいきます。3点目にですね、上益城5町と事業者による、環境アセスメント実施等に向けた基本協定を令和4年3月28日に締結しましたが、取り組みの経過について、今後地元住民にどのように説明していかれるのか、お尋ねいたします。

○事務局長（下田 雅文君） 議長

○議長（池田 浩二君） 下田事務局長

○事務局長（下田 雅文君） まず環境アセスメントにつきまして、ごみ処理施設等を建設整備する事業者が行うこととされております。今回は、御船町や上益城広域連合ではなく、施設を整備する民間事業者が主となって環境アセスメントを実施する主体となっております。

今後につきまして、ごみ処理施設におきまして、私ども上益城広域連合が主体となって実施していくことにつきましては、環境アセスメント実施等に向けた基本協定、に明記されております、事業用地の造成や貸付となっております。なお、今後は民間事業者主体で環境アセスメン

トが進められていき、上益城広域連合におきましても、立地町でございませう御船町をはじめ、住民説明会等が開催される場合には、広域連合からも必要な項目がある場合には、説明会にも出席をさせて頂いて、意見集約等に対して、しっかりと対応していきたいと考えております。以上です。

○議員（中城 峯雄君） 議長

○議長（池田 浩二君） 2番 中城議員

○議員（中城 峯雄君） はい、広域連合と5町がですね、しっかりとまとまって進めていきます。というですね、姿勢を示すこと、住民に示すことが大事だと思いますので、この説明会にもですね、出席頂いて、やっぱり、私たちが、こう介して言うよりも、直接住民から話を聞いたほうが、今こういう御船町が、問題が起きているんだな、ということを感じてもらい、そしてそれを1つずつ一緒になって、それを解決していく、ということでやっていきたいという風に思っています。

最後に4点目ですけれども、この御船町議会に対して、今後の取り組みについてですね、これは議員の全員協議会で出たんですが、今後の取り組みについて、広域連合からの説明を、ある場面で求めます、という意見が出ましたけれども、これについてはどうお考えでしょうか。

○事務局長（下田 雅文君） 議長

○議長（池田 浩二君） 下田事務局長

○事務局長（下田 雅文君） 今後の取り組み等につきましては、御船町議会だけでなく、他の上益城4町の議会に対しましても、それぞれ議会に対しまして、これまでの経緯の説明等につきましては、行っていくこととしております。広域連合といたしましても、令和3年度に解散いたしました、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会における過去の取り組みや、本取り組み等について、熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会における過去の取り組みや、本取り組み等についても、今後、上益城広域連合が進めていきます土地の造成工事、貸付等につきましても、主体となるものにつきましては、それは、広域連合が主体となる業務として捉えておりますので、各町の議会からの依頼があれば、取り組みについてご説明させて頂きたいと考えております。以上です。

○議員（中城 峯雄君） 議長

○議長（池田 浩二君） 2番 中城議員

○議員（中城 峯雄君） いろいろ申し上げましたけれどもですね、このごみ処理施設の建設が、令和11年度完成に向けて、できるだけ問題が少ないよう、生じないようですね、御船町の住民代表である議員として、今回質問させて頂きました。まあ、今後ともですね、一緒になって進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（池田 浩二君） 他に質疑ありませんか。

[（質疑なし）との声]

○議長（池田 浩二君） 「質疑なし」と認めます。

○議長（池田 浩二君） 討論を行います。討論はありませんか。

[（討論なし）との声]

○議長（池田 浩二君） 「討論なし」と認めます。

○議長（池田 浩二君） これから、議案第7号「令和3年度上益城広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

○議長（池田 浩二君） お諮りします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔（賛成者起立） 〕

○議長（池田 浩二君） 起立多数です。したがって本件は、原案のとおり認定されました。

#### ※日程第7 議員派遣について

○議長（池田 浩二君） 日程第7、議員派遣についてを議題とします。議員派遣については、地方自治法第100条第12項の規定及び上益城広域連合議会会議規則第113条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣しようと思いますが、派遣することにご異議ございませんか。

〔（異議なし）との声〕

○議長（池田 浩二君） 「異議なし」と認めます。よって、議員派遣については、お手元に配布しておりますとおり、派遣することに決定しました。

皆様方のご協力により、本日提案をされました議案の審議は終了しました。

これをもちまして、令和4年第2回上益城広域連合議会定例会を閉会します。

どうもお疲れ様でした。

---

（8月26日 午前11時1分 閉会）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員